

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議 「第4回教育・保育部会」 議事録

1. 日 時 平成26年8月28日(木) 午前10時30分～午前12時00分
2. 場 所 宇都宮市役所 14A会議室
3. 議 事
 - ・「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて
 - ・「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(中間取りまとめ案)について
4. 出席者
 - 【委 員】加藤邦子部会長, 岡地和男職務代理者, 塩見浩之委員, 柳沼淳子委員, 福田清美委員, 今井政範委員, 石川英子委員, 國吉眞理子委員, 上澤久子委員, 今井恭男委員, 大橋純子委員
 - 【事 務 局】〔子ども部〕 高橋部長, 中里次長
〔子ども未来課〕 緒方課長, 篠崎課長補佐, 角田係長, 高橋主任
〔子ども家庭課〕 大久保課長
〔保育課〕 大根田課長, 松島副主幹, 有馬係長, 藤江係長, 鈴木係長, 高桑係長, 黒須総括主査, 鈴木主任, 横山主任, 鈴木主任主事, 渡邊主任主事, 高橋主事
〔子ども発達センター〕 谷田部所長, 平石副所長
〔生涯学習課〕 大竹課長, 吉澤係長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 4名

| 発言者 | 内 容 |
|-----|---|
| 部会長 | <p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 (1)「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて</p> <p>(事務局説明)</p> <p>質問・意見はあるか。</p> |
| 委員 | <p>地域型保育事業では、2歳までの子どもを預かり、その後、連携施設にお願いすることになっている。現在、事業所内保育を運営する上でも、かなり早く申込みをしないと保育所に入ることが難しい現状がある。</p> <p>新制度において、事業所内保育事業を行い、地域枠で子どもを預かった場合、確実に保育所などに行けるようにしないと、保護者が不安になってしまう。</p> <p>これらを考えると、(別紙1-1, 別紙2)小規模保育事業などの地域型保育事業の卒園児の調整指数が3点というのは、妥当なのか。</p> |
| 部会長 | <p>このことに関し、市の考え方はいかがか。</p> |
| 事務局 | <p>地域型保育事業は、0～2歳を基本的に預かる施設である。また、今回9月議会に提案する条例において、経過措置はあるものの、連携施設の設置は必須事項となっているため、卒園後は基本的に連携施設の保育所などで預かることになる。</p> <p>加点については、様々なシミュレーションを行った中で、十分に優先度を確保できるものであると現時点では考えている。</p> |
| 部会長 | <p>何年か後には必ず転園してしまうとわかっているのに、それに対する配慮などはあるか。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど事務局からあったように、地域型保育事業については、連携施設を設定することになり、連携施設において枠を設けた中で優先的に入所させていくことになる。連携施設以外の保育所等については、このような調整指数での対応を考えている。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | この調整指数では、連携施設以外の保育所に入る際に優先度が低くなってしまっているのではないかと。 |
| 事務局 | 保育の必要性を認定した2号・3号の子どもについては、市が利用調整を行い、可能な限り希望を踏まえた施設を見つけていく。 |
| 部会長 | 他に意見・質問はあるか。 |
| 委員 | <p>何点か質問がある。</p> <p>まず、「子どもが障がいを有する場合」について、保育園に入る場合には、就労が前提ではあるが、障がいを持つ子どもは保育園等で子どもの集団に入ることによって伸びる部分も多く、とても良いことであると考えられるが、調整指数が3点となっている。障がい児を持つ親は、フルタイムで働くことが難しく、調整指数が下がってくるので、3点では入りにくいのではないかと。</p> <p>「特定職種への配慮」については、加点することにより、保育士等の雇用の促進に繋がると思う。</p> <p>「親族等の協力者なし」については、“協力者”の判断が難しい中で加点をすることになるので、不安がある。</p> <p>「希望園順位が高い世帯」については、指数の合計が同点の場合の優先順位となっているが、これではあまり意味がない。保護者の希望であるため、もう少し配慮して欲しい。</p> |
| 事務局 | <p>「障がいを有する場合」について、保育所に入る場合には、子どもだけでなく、保護者が保育を必要とするかどうか基準になってくるので、基本的には保育の必要性がどのくらい高いのかで判断している。福田委員の言うように、就労時間が短くなる分、保育の必要性は低くなってしまいが、子どもの発達等を考え、調整指数として加点をしている。</p> <p>「親族等の協力者なし」については、一般的に同居親族の定年の年齢が伸びてきている中で、同居親族が子どもの保育をできるかどうかを客観的に判断することとしていることや、現在、ひとり親家族について、協力者なしの場合の調整指数を7点としていることなどを踏まえ、加点をしている。</p> <p>「希望園の順位」について、実施選考基準の考え方は、保育の必要性を客観的に判断するものであるが、保護者の希望やニーズも加味した基準とするため、優先順位の第五段階に追加している。</p> |
| 委員 | 今の状態だと待機児童が多く、入所が困難な現状があることから、保護者の就労が前提となっている。保育の必要性が就労の時間が短い場合には、保育の必要性が低くなる。保育の必要性が低くなるというこ |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>とは、入所困難となるので、現時点で「障がい者を有する場合」の調整指数が3点というのは低すぎると思う。</p> <p>現在、障がいを持つ子どもについては、保護者が希望する園と受け入れる園を、市が利用調整しながら入所決定を行っているところである。</p> <p>現在の調整指数は3点であり、十分対応出来てきたと考えている。今までの実績を踏まえると、この指数で問題ないと考えている。</p> |
| 委員 | <p>障がいを持つ子どもを受け入れる保育園においても、職員配置が2：1となるので、職員の人数によっては、園の方でも受け入れ態勢が難しいところもある。</p> <p>今までも障がいを持つ子どもについては、市と情報のやり取りを行った上での入所であり、園側の受け入れ態勢を整備することも合わせて、障がいを持つ子どもが入所できるように配慮をお願いしたい。</p> |
| 事務局 | <p>1つの事例において、3点がいいのか、6点がいいのかは判断が難しく、指数見直し後のシミュレーションをした中で、総合的に判断し、現時点では全体のバランスとして、概ねそれぞれの優先順位は保たれていると考えている。</p> <p>保育所等の発達支援児受け入れにあたっては、職員の配置基準を2：1と設けており、園と十分に連携を図りながら、利用調整していきたい。</p> |
| 部会長 | <p>2歳までの障がいを持つ子どもと、3歳から6歳までの障がいを持つ子どもでは、点数は変わらないのか。</p> <p>3歳以降は集団保育が必要であると思うが、それは加味されないのか。</p> |
| 事務局 | <p>発達支援児の保育の現状として、障がいを持つ子どもの入所や加配については、発達の状況がわかる時期である3歳前後で認定をすることから、概ね3歳に近い子が発達支援児保育を利用するケースが多いので、現時点では年齢による差は設けしていない。</p> |
| 委員 | <p>保育の実施基準指数では子どもの状況は一切見ないということか。</p> |
| 事務局 | <p>保育の必要性があるかどうかを保護者の状況で判断した上で、障がいを持つ子どもについては、3点を加点するものである。</p> |

| | |
|------|--|
| 委員 | 障がいを持つ子どもかどうかというのは、どこで判断をするのか。 |
| 事務局 | 障がいを持つ子どもかどうかというのは、保護者の申請のもと、市で審査会を行い、総合的な意見を聞いた上で認定を行っている。審査会では、医師や児童相談所などの委員からの意見を聞き、集団保育がいいのか、療育的な施設がいいのか意見をいただき、医師の診断書等を踏まえ、最終的に市が判断し、集団保育が適当であるということであれば、市が調整を行い、障がいを持つ子どもとして保育所での受け入れを行っていく。 |
| 委員 | 障がい児についての補助が出る職員配置の基準は、2：1か。 また、私学助成と同等の額が出るのか。 |
| 事務局 | 補助の内容や額については、現時点では未定である。 最終的には予算編成の中で検討し、決定していく。 補足として、指数の合計が同点の場合の優先順位については、待機児童が多い現時点では、提案させていただいた内容で定めたいと考えている。 |
| 部会長 | 希望園順位が高い世帯については、実際に順位が変わることはあるのか。 |
| 事務局 | 例えば、優先順位も第4段階まで変わらない場合、空きのある園の希望順位が高い世帯が優先的に入所することになる。 ご意見をいただいたもののほか、実際の運用の中で、見直しや検討を行っていく。 |
| 職務代理 | 様々な意見があったが、これまで市が実施してきたものを踏まえた選考基準となっているので、現時点ではこの選考基準で実施していき、運用の中で随時見直しを行っていくことで良いのではないかと。 |
| 部会長 | では、以上の議論を踏まえ、「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについては、事務局が提案した案で異議なしとしてよろしいか。 |
| 部会員 | 異議なし。 |

| | |
|------|--|
| | <p>(2)「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」 (中間取りまとめ案)について</p> <p>(事務局説明)</p> |
| 部会長 | 質問・意見はあるか。 |
| 委員 | 「認定こども園普及促進の考え方」について、「幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を促進する」と書いてあるが、実際に新制度において認定こども園は増えないのではないかという報道等もあるようだが、市としてどんな取組を行っていくのか。 |
| 事務局 | 事業者の意向を踏まえつつ、国から示された需給調整の特例に基づき、認定こども園への移行を希望する既存教育・保育施設については、認可・認定基準を満たす場合に認定こども園移行を認めるという特例措置のほか、待機児童加速化プランなどの国の支援策を活用することにより、促進を行っていく。 |
| 委員 | 待機児童加速化プランの補助は、主にハード面の補助だと思うが、ハード面以外で何か補助を考えているか。 |
| 事務局 | まずは、待機児童加速化プランなどの国の支援策を活用していきたい。現時点においては、市の単独補助は考えていない。 |
| 職務代理 | 需給計画における供給量については、6月に実施した事業者の意向調査の結果に裏付けられているのか。 |
| 事務局 | 6月の段階では、新制度に対する事業者の理解が十分でないことなどから、供給量のすべてが意向に裏付けられているわけではないが、今後、事業者説明会などによる制度周知を進めるとともに、整備事業者公募において、具体的な整備補助内容等を明らかにすることにより、供給量の確保に努めてまいりたい。 |
| 委員 | 平成27年度整備については、10月以降に公募するとあるが、具体的な公募の内容はいつ示されるのか。 |
| 事務局 | 現状として、3号認定子どもの供給が不足しており、事業所内保育事業や小規模保育事業をどの位増やせばいいのか、施設整備とのバランス |

| | |
|------------|---|
| <p>部会長</p> | <p>スも考えながら検討していく。それらを踏まえ、10月以降に公募を行う。</p> <p>では、以上の議論を踏まえ、「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(中間取りまとめ案)については、事務局が提案した案で異議なしとしてよろしいか。</p> |
| <p>部会員</p> | <p>異議なし。</p> <p>3 その他</p> <p>利用者負担額の設定について</p> |
| <p>部会長</p> | <p>質問・意見はあるか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>3歳未満児の保育料については、他の年齢と比べて高い金額となっている。保護者の経済的負担だけでなく、精神的な負担も続くことになる。他市によっては、0歳と1・2歳で保育料が違うところもあるので、保護者の精神的な負担を考えると、このような設定の仕方も検討して欲しい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>保育料の年齢区分については、3区分がいいのか、さらに区分を多くした方がいいのか、新制度の趣旨も踏まえながら、今後検討していく。</p> <p>4 閉会</p> |
| <p>部会長</p> | <p>以上で、第4回教育・保育部会を終了する。</p> |